

新農会議第 473 号
平成26年 7月28日

各農業委員会会長 様

新潟県農業会議
会長 石山 章

「『農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明
事務等の取り扱いについて』の一部改正について」の送付について

日ごろ本会の業務推進について、格別な御支援を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、農地中間管理事業関連2法が本年施行されたことを踏まえ、このたび、
別紙のとおり農林水産省経営局長発全国農業会議所会長宛平成26年7月1日付
26 経営第777号で「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関す
る証明事務等の取り扱いについて」の一部改正（租税特別措置法に基づく通知義
務の取扱いの変更等）についての通知が発出されましたので、これについて周
知と遺漏のない対応をお願いいたします。

記

(主な改正内容)

- 「農地保有合理化法人」の廃止並びに「農地中間管理機構」の創設 に伴
う通知本文及び様式の変更

- 遊休農地対策が、農業委員会の指導、通知、勧告等の一連の措置から「利
用意向調査」「農地中間管理機構との協議の勧告」等に再編されたことに伴
う通知及び様式の変更

※ なお、この文書について、別途メールでも送信いたします。また、その際
には、通知文の「新旧対象表」も送信をいたします。

担当：新潟県農業会議 総務部 堀・金子

TEL 025-223-2186

FAX 025-223-2401

26会議所発第405号
平成26年7月28日

都道府県農業会議会長 殿

全国農業会議所
会長 二田 孝治
(公印省略)

「『農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取り扱いについて』の一部改正について」の送付について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当会議所の事業推進におきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「農地中間管理事業の推進に関する法律」並びに「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が本年施行されたことを踏まえ、このたび、農林水産省経営局長発全国農業会議所会長宛平成26年7月1日付26経営第777号で「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて」の一部改正（租税特別措置法に基づく通知義務の取扱いの変更等）についての通知が発出されました（別添参照）。主な改正内容は下記の通りです。

管下農業委員会への周知と遺漏のない対応にご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

(主な改正内容)

- 「農地保有合理化法人」の廃止並びに「農地中間管理機構」の創設に伴う通知本文及び様式の変更
- 遊休農地対策が、農業委員会の指導、通知、勧告等の一連の措置から「利用意向調査」「農地中管理機構との協議の勧告」等に再編さ

れたことに伴う通知及び様式の変更

〔農業委員会が行うべき証明等について〕

- 贈与・相続に係る特例農地が農地中間管理機構の事業実施地域外においては、農業委員会の利用意向調査後、①耕作の意思表示から6か月過ぎても、農地の利用増進が図られない②貸し付け・譲渡の意思表示から6か月過ぎても、利用権の設定等が行われない③農業上の利用を行わない意思表示④利用意向調整から6か月意思表示なし⑤農業上の利用の増進が図られないことが確実のいずれかに該当する場合は、その旨を税務署並びに適用者に通知〔新設〕
- 贈与・相続に係る特例農地が農地中間管理機構の事業実施地域内においては、農業委員会の利用意向調査後、上記の①～⑤に該当する場合は、適用者に対して農地中間管理機構との協議を勧告したことを税務署に通知
- 農地中間管理機構が行う農地売買事業（特例事業）を通じ、受贈者または相続人が特例農地を譲渡した場合は、届出を受理した旨を証明
- 租税特別措置法・同法施行令・同法施行規則改正に伴う条番号修正

この件に関する問い合わせ先 全国農業会議所 農政・企画部 電話：03-6910-1122
--

26 経営第 777 号

平成 26 年 7 月 1 日

全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長

「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明
事務等の取扱いについて」の一部改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）、租税特別措置法
施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）及び租税特別措置法
施行規則等の一部を改正する省令（平成26年財務省令第28号）の施行に伴い、
「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取
扱いについて」（昭和51年7月7日付け51構改B第1254号農林省構造改善局長通
知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願います。

このことについては、国税庁課税部と協議済みであることを申し添える。

なお、貴傘下団体に対して貴職より周知をお願いします。

26 経営第777号
平成26年7月1日

北陸農政局長 殿

経営局長

「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明
事務等の取扱いについて」の一部改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）、租税特別措置法
施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）及び租税特別措置法
施行規則等の一部を改正する省令（平成26年財務省令第28号）の施行に伴い、
「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取
扱いについて」（昭和51年7月7日付け51構改B第1254号農林省構造改善局長通
知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

このことについては、国税庁課税部と協議済みであることを申し添える。
なお、貴局管内県知事に対して、貴職より周知をお願いする。

26 経営第 777 号

平成 26 年 7 月 1 日

公益社団法人全国農地保有合理化協会会長 殿

農林水産省 経営局長

「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明
事務等の取扱いについて」の一部改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）、租税特別措置法
施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）及び租税特別措置法
施行規則等の一部を改正する省令（平成26年財務省令第28号）の施行に伴い、
「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取
扱いについて」（昭和51年7月7日付け51構改B第1254号農林省構造改善局長通
知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願います。

このことについては、国税庁課税部と協議済みであることを申し添える。

なお、貴傘下会員に対して貴職より周知をお願いします。